

サイボウズ リモートサービス 関連ソフトウェア使用許諾契約書

サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）の上記のサービス（「サイボウズ リモートサービス」およびオプションサービス。以下、総称して、「対象サービス」といいます。）に関連するソフトウェア（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を試用または使用されようとしている法人、団体のみなさま（以下、「お客様」といいます。）へのご注意：

本使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）は、お客様とサイボウズの間に締結される法的な契約です。本ソフトウェアをインストールした場合には、お客様は本契約の条項に拘束されることに承諾したものとし、本契約が成立したものとみなされます。

本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。

本ソフトウェアはサイボウズがお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

なお、本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。これらのプログラムには本契約の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェアの使用前に、以下のファイルをご確認ください。license.html ファイル（3rd_party_license ディレクトリ

（インストールディレクトリ指定フォルダ）内）

これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできませんので、速やかにアンインストールしてください。

1. 定義

(1) 「登録ユーザー」

連携先ソフトウェアを使用するユーザーとして、連携先ソフトウェアに登録された方をいいます。なお、お客様は当該連携先ソフトウェアの使用権を正規に取得しているものとします。

(2) 「指定ユーザー」

登録ユーザーのうち、本ソフトウェアを使用するユーザーとして指定されている方をいいます。

2. 使用範囲

本契約はお客様に対し以下の権利を許諾いたします。

(1) 本ソフトウェアは、対象サービスを試用または利用するためにのみ使用することができます。

(2) 本ソフトウェアのうち、モバイル端末用アプリは、指定ユーザーのみ使用することができます。ただし、お客様は、モバイル端末用アプリの使用に関して各指定ユーザーを本契約に従わせることとします。

(3) お客様は、本ソフトウェアのうちリモートサービスマネージャー

（「サイボウズ リモートサービス」を管理するためのアプリケーション）

1部を1台のサーバーコンピュータにのみ、インストールし、使用することができます。

3. 本ソフトウェアご利用に関する情報等の送信

(1) お客様は、製品の改善および向上のため、対象サービスのご利用等に関する以下の情報をサイボウズに送信することに同意するものとします。

送信される情報は、当該ご利用状況等の収集・解析に必要な範囲で、サイボウズグループ内で利用するものとします。また、以下に記載している全ての情報は、お客様個人の情報をひもつけて利用することはできない仕様となっております。

▼送信される情報の取り扱いについては、サイボウズの「データ保護の取り組み」をご覧ください。

<https://cybozu.co.jp/privacy/>

(2) ご利用状況について送信される情報は、対象サービスをご利用されているお客様の端末の OS の種別やバージョン、対象サービスのバージョン、インストールしているディレクトリのパス、プロキシ利用の有無およびプロキシのポート番号、リモート ID、クライアント証明書の有効期限、対象サービスのライセンス状況、契約ユーザー数、ライセンス開始日および終了日、対象サービスでご利用している製品に関する情報、MDM オプション利用の可否等です。

4. そのほかの権利と制限

(1) お客様は、お客様の入力されたデータをバックアップすることのみを目的に本ソフトウェアを複製することができます。ただし、お客様のデータバックアップを目的とした複製物は、バックアップしたデータを復旧する場合を除いて、お客様の保有するものであると第三者の保有するものである、とを問わず、いかなるコンピュータ上においても並行して使用されないことを条件とします。

(2) お客様は、本ソフトウェアをお客様の所有する他のサーバーコンピュータに移管することができますが、本ソフトウェアは、移管前のサーバーコンピュータからすべて消去されなくてはなりません。

(3) お客様は、本ソフトウェアを、バックアップする目的以外の複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその試用または使用を許諾することはできません。

(4) お客様は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。

また、お客様は本ソフトウェアの構成部分を分離して使用することはできません。ただし、お客様は GNU Lesser General Public License バージョン 2.1 のセクション 6 に明記されている目的に限り、お客様ご自身の責任と費用においてリバースエンジニアリングを行うことができます。

5. 本契約の解除および終了

(1) お客様が本契約の条項および条件の 1 つにでも違反した場合、サイボウズ

は本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。

(2) 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、試用または使用を継続してはなりません。

(3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

6. 保証の制限

(1) サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。

(2) サイボウズは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

(3) サイボウズの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

7. 責任の制限

(1) お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ滅失、サーバーダウン、業務停滞、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。

(2) いかなる場合であっても、不法行為、契約その他いかなる法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

8. 著作権等

(1) 本ソフトウェア（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。

(2) 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。

(3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

9. 準拠法および雑則

(1) 本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国法律を準拠法とします。

(2) 日本国内で行った取引に基づく本契約または本ソフトウェアに関して、当事者間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。また、日本国外で行った取引に基づく、本契約または本ソフトウェアに関して当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(社) 日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。

10. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。

本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売

店等がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもあたえるものではありません。

本契約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。